

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター第3期中期計画

前文

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）は、新設型地方独立行政法人として東金市及び九十九里町（以下「設立団体」という。）において平成22年10月に設立し、千葉県 の財政面をはじめとする包括的支援と千葉大学医学部・同附属病院との密接な連携のもと東千葉メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）の運営を行ってきたところである。

今般、示された第3期中期目標の期間中は、その第一に経常収支比率100%以上を達成するため、これまで蓄積した成果等を踏まえ、全ての職員が一丸となって経営改善に対する意識の徹底を図ること、第二に地域の医療需要の動向を的確に見据えたなかで、診療科の開設と病棟の開棟を計画的かつ柔軟に行い、効率的な運営を図ること、第三に団塊の世代が75歳以上となる平成37年度に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が急がれるなか、地域医療機関との役割分担を明確化し山武長生夷隅保健医療圏（以下「医療圏」という。）の中核病院としての機能を定着化させることに重点を置く。

また、メディカルセンターには、これまで担ってきた医療を安定的かつ継続的に提供しつつ、その機能の強化を図り、医療を取り巻く環境の変化に対応した安全で質の高い医療を将来にわたり提供していくことが期待されていることを十分に認識し、その実践のなかで患者や地域住民、地域医療機関から信頼される病院として全力で地域医療を支えていくとともに、教育機関と協調し医師、看護師等の医療従事者の育成に寄与すべく、ここに第3期中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 救急医療

三次救急医療の役割を担い、ヘリポートを併設する救命救急センター（ICU10床、HCU10床を設置）として、脳卒中・急性心筋梗塞・多発外傷・熱傷・急性中毒等の重篤救急患者に対して24時間365日体制で高度で専門的な医療を提供し広域的な患者の受入に対応する。

地域医療機関との連携を強化するなかで二次救急医療等については、他の病院群輪番制病院及び夜間急病診療所（山武郡市広域行政組合）等の後方ベッドとしての役割を充実させる。

また、救急患者や重篤紹介患者などの受入を円滑に行えるよう地域のメディカルコントロール協議会の活用や地域医療連携室からの情報発信等を通じて消防や医師会等の関係機関との連携強化を図る。

〈関連する数値目標〉

事 項	計 画 値
救急車搬送受入患者数	2,500人/年
ウォークイン受入患者数	2,500人/年
救急車応需率	78.0%

2 地域の中核病院として担うべき医療

(1) 小児医療・小児救急医療

外来治療に重点を置きつつ、急性疾患を中心に入院治療にも対応した小児医療の提供を維持する。

また、救命救急センターにおいて、小児科専門医と救急専門医の協力体制のもと小児救急医療の提供を維持する。

〈関連する数値目標〉

事 項	計 画 値
時間外受入小児患者数	1, 200件/年

(2) 周産期医療

周産期病床を設置し、正常分娩を中心に対応した周産期医療を提供する。

また、ハイリスク分娩等については、千葉大学医学部附属病院と連携した対応を行う。

〈関連する数値目標〉

事 項	計 画 値
分娩件数	400件/年

(3) 災害医療

地域災害拠点病院として、災害時には医療救護活動の拠点としての機能を担うとともに、千葉大学医学部附属病院のDMAT（災害派遣医療チーム）との密接な関連のもとDMATの派遣など、医療救護活動を行う。

災害時にその機能を十分に発揮できるように、平時においても、緊急時における連絡体制の確保、医療物資等の備蓄、災害医療訓練を行うなど、災害医療に対応可能な体制を整備する。

また、被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、適正な運用を図る。

〈関連する数値目標〉

事 項	計 画 値
災害訓練	2回/年
各種災害関連研修への参加	20人

(4) 感染症医療

地域の医療需要を鑑みつつ、結核及び麻疹に関する院内体制を維持するとともに、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症に関しては千葉大学医学部附属病院との連携を継続しながら、院内体制の整備について検討する。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など住民の生命、健康の安全を脅かす健康危機事象が発生したときは、地域医療機関、医師会、自治体等と密接に連携しながら迅速かつ適切な対応を行う。

(5) 急性期医療の効率化に必要な病棟運営

急性期医療の効率的な運営のための地域包括ケア病棟においては、患者やその家族が安心・納得して退院する環境を整備する。

地域医療連携室の相談体制を強化し、地域医療機関等との連携を密接にするため、当該機関の職員と直接に対面するなどして業務上の意思疎通を積極的に行い、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、退院支援等の積極的な取組を行う。

また、介護福祉施設等との相互連携を図るなど、病院の機能に応じたネットワークの構築について検討する。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
紹介率	50.0%
逆紹介率	70.0%

3 高度専門医療

(1) 4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）への対応

① がん

消化器がん（食道・胃・大腸・直腸・肝・胆道・膵等）に対応し、病態に応じて、内視鏡治療、外科手術、化学療法及び緩和ケア医療を提供するとともに、放射線治療を必要とする場合は必要に応じて千葉大学医学部附属病院等と連携して治療を行う。

がん検診の精密検査については、上記に加え、肺がん、子宮がん及び乳がんについても対応する。

また、がん診療に対する医療従事者の充実や育成に努める。

② 脳卒中

脳卒中等の脳血管疾患については、24時間365日体制で迅速な診断、治療をはじめ、特に増加傾向にある脳梗塞患者に対するt-P A（血栓溶解薬）の急性期静脈内投与や血行再建術等の治療を行う。

また、急性期医療に重点を置くため、地域医療機関と連携し回復期の患者の受入先を確保する。

③ 急性心筋梗塞

急性心筋梗塞については、24時間365日体制で冠動脈カテーテル療法をはじめとする各種治療法による急性期医療を中心に提供する。

④ 糖尿病

糖尿病については、糖尿病性腎症等の合併症を有する患者等で症状の悪化に伴い救急搬送された患者に対応した急性増悪時治療を提供するとともに、糖尿病性腎症患者に対する透析導入について対応する。

食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院プログラムを作成し、チーム医療による糖尿病コントロール、合併症予防に対応した専門医療を提供する。

また、急性期医療に重点を置くため、維持透析療法が必要な患者については地域医療機関と連携し受入先を確保する。

なお、予防に向けた取組として、糖尿病教室を毎月開催し、地域住民の健康維持や健康寿命の延伸などに貢献する。

(2) 高度で専門性の高い医療

① 高度な総合医療

入院や手術を中心とした急性期医療を安定的に提供するとともに、各診療科の体制を整備し、外来診療については地域医療機関との役割分担のもと紹介外来や専門外来を中心に行うことで、地域の中核病院として高度な総合医療を提供する。

② チーム医療の推進

それぞれの専門性をもつ医療従事者が、目的と情報を共有し、互いに連携しながら患者本位の医療を提供することを目指し、救急部門と各診療科の連携による救急医療の提供をはじめ、NST（栄養サポートチーム）、緩和ケア、早期リハビリ等の分野におけるチーム医療体制を整備する。

③ 高度専門医療の充実

医療需要の質的、量的な変化や新たな医療課題に適切かつ柔軟に対応するため、必要に応じて診療科の再編や病院機能の充実又は見直しを行い、より高度な専門医療を提供する。

また、法律等に基づく指定医療機関の指定や各種学会による認定施設の認定を維持する。

4 安全・安心で信頼される医療

(1) 医療安全対策の徹底

① 医療安全対策の徹底

医療安全管理委員会を活用し、より実効性のある医療安全対策を実施する。特に、インシデント・アクシデント（医療事故）等の医療安全上の問題点については情報の収集、分析及び結果の検証を行うとともに、それらを公表する。

また、医療安全管理マニュアル等の各種マニュアルを適宜見直すとともに、職員を対象とした医療安全研修を実施し、医療安全に対する共通理解と知識の向上を図る。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
医療安全職員研修回数	2回／年

② 院内感染防止対策の徹底

感染管理委員会を活用し、問題点の把握、それらに対する改善策を講ずるなど、より実効性のある医療安全対策を実施する。特に、院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を行い、医師をはじめとした医療スタッフの知識の向上を図る。

また、院内感染防止に関するマニュアルを適宜見直すとともに、院内感染が発生した場合はマニュアルに基づき適切に対処する。

(2) 患者の視点に立った医療の実践

医療の中心は患者であるという認識のもと患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、治療及び検査の選択についてその意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底する。

また、患者やその家族からの意見、要望等については、患者サービス向上委員会でその内容等を検証し、提供する医療サービスを向上させる。

(3) 医療の標準化と診療情報の分析

客観的な根拠に基づく最適な医療を選択し質の高い医療を提供するため、EBM（科学的な根拠に基づく医療）を推進し、学会の診療ガイドライン等に基づいたクリニカルパスを積極的に活用する。

また、DPC（診断群分類別包括評価）の対象病院として、医療の標準化と質の向上を図るとともに、診療データの分析・活用を行う。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
10症例以上に適用したクリニカルパス数	25件/年

(4) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

公的使命を適切に果たすため、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめ、個人情報保護や情報公開を含めた関係法令を遵守するとともに、住民からの信頼を確保するために各種規程を整備し、適切に運用する。

また、情報セキュリティ対策を徹底し、適切な情報管理を行う。

5 患者・住民サービスの向上

(1) 利用しやすい病院づくり

患者や来院者が快適に過ごせるように患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備とアメニティ整備を行うとともに、出入口に車いすを配置するなど高齢者や障害者が安心して医療を受けられる体制を整備する。

また、患者や来院者等を対象とした満足度調査の実施により、意見・要望を収集し、その結果を患者サービス向上委員会で検証するなどして患者サービスを向上させるとともに、総合受付や地域医療連携室等において相談体制を一層充実する。

(2) 患者の待ち時間への配慮

外来診療、会計等の待ち時間に配慮し、医師、看護師等の医療従事者と事務職員との連携強化・役割分担の明確化などにより窓口業務を効率化する。

(3) 患者・来院者の利便性への配慮

患者や来院者の利便性に配慮し、送迎バスの導入や院内掲示・案内等をよりわかりやすく改善する。

(4) 住民への保健医療情報の提供

地域医療支援病院として、医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用し、住民対象の公開講座の定期開催やホームページの活用等により保健医療情報を発信し、住民の医療や健康に対する意識の啓発を行う。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
公開講座開催回数	10回/年
糖尿病教室開催回数	12回/年

(5) 広報活動の充実

ホームページの活用や広報紙の発行により、外来案内、入院案内、診療科の開設状況、病棟の開棟などの診療情報等をリアルタイムに提供する。

また、設立団体の広報等を積極的に活用し、幅広い広報活動を展開する。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
広報紙発行回数	4回／年

(6) 職員の接遇向上

患者や来院者への接遇がメディカルセンターに対する印象を大きく左右することを職員一人ひとりが認識し、思いやりと気配りがあふれ、心落ち着く対応の実現に向けて、職員及び外部委託による派遣職員に対する接遇研修を定期的に行う。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
全職員向け接遇研修開催回数	2回／年
職種別接遇研修開催回数	4回／年

6 地域医療への貢献

(1) 地域医療機関等との連携推進

① 地域包括ケアシステムを構成する組織としての取組

自治体による地域包括ケアシステムの構築を視野に、急性期医療を核とした地域の中核病院としての役割を果たすため、紹介された患者の受入と患者に適した地域医療機関等への逆紹介を推進するとともに、地域医療連携室の活動の活性化や千葉県が推進する循環型地域医療連携システム（地域医療連携パス）の活用を図ることで、患者が急性期から回復まで切れ目のない医療を受けられる院内体制を整備する。

また、オープンカンファレンス（地域医療機関等が参加する研修及び研究会）を開催し、各診療科の医師と地域医療機関等の医師が顔の見える連携を図るとともに、職員が地域医療機関等を積極的に訪問等し、地域医療機関等との信頼関係を構築する。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
地域医療連携室の訪問施設数	100件／年

② 地域医療支援病院としての取組

地域医療支援病院として、地域医療連携室を中心に、かかりつけ医をはじめとした地域医療機関との連携強化を図り、紹介患者の受入や患者に適した医療機関への逆紹介を行い、地域完結型医療を推進する。

高度医療機器の共同利用を促進する。

また、地域の医療従事者に対する研修会の充実を図るほか、在宅医療への橋渡しを行うなど、地域医療支援病院としての役割を果たす。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
紹介率（再掲）	50.0%
逆紹介率（再掲）	70.0%

③ 医療圏の中核病院としての機能の定着化

病床機能報告制度等による機能分化の進展を視野に、千葉県が策定する地域医療構想との整合を図りながら、地域医療機関との役割分担を明確化し医療圏の中核病院としての機能を定着化させる。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
病診連携の取組（会議等）	4回／年

(2) 保健福祉行政等との協力

保健福祉、救急搬送を担う自治体担当部局や医師会との連携を図り、地域医療機関との役割分担を明確にした上で、乳幼児健診やがん検診等に係る精密検査を実施する。

特に、設立団体が行う保健福祉関連施策には、担当部局との連携を図りつつ積極的に協力する。

また、消防と連携し救急救命士や救急隊員の教育を行う。

医師会については、その活動に積極的に参加し情報交換を適宜行うなど必要な協力連携を図る。

(3) 疾病予防の取組

予防医療の一環として、予防接種については、インフルエンザワクチン等各種ワクチンの個別接種を行う。

また、疾病予防や生活習慣病に対する早期発見を推進するため、保健福祉を担う自治体担当部局や医師会と連携を図り、予防医療の充実に協力する。

7 メディカルセンターの段階的な診療科の開設と病棟の開棟

メディカルセンターの診療科の開設と病棟の開棟は、医師、看護師等の医療従事者の確保、医療需要の動向への対応、組織力の段階的な強化、病院経営の効率性・安定性等を考慮し、以下のとおり計画的に行う予定である。

ただし、当初開設を予定していた3診療科（泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科）については、病院機能における必要性や地域の医療需要、医療従事者の確保の状況及び収益性等を十分に考慮しながら、慎重に検討していく。

また、小児科病棟（27床）については、地域の医療需要などを慎重に見極めながら、他の診療科病棟への転換など、その有効活用について検討していく。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
診療科	総合診療科、消化器内科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、代謝・内分泌内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科口腔外科、救急科・集中治療部	総合診療科、消化器内科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、代謝・内分泌内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科口腔外科、救急科・集中治療部	総合診療科、消化器内科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、代謝・内分泌内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科口腔外科、救急科・集中治療部	総合診療科、消化器内科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、代謝・内分泌内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科口腔外科、救急科・集中治療部
(診療科数)	(20科)	(20科)	(20科)	(20科)
開設病棟	255床	263床	275床	287床
(稼働病床)	(253床)	(261床)	(273床)	(285床)
(一般病棟)	6病棟 193床	6病棟 201床	7病棟 213床	7病棟 225床
(稼働病床)	(193床)	(201床)	(213床)	(225床)
(地域包括ケア病棟)	1病棟 42床	1病棟 42床	1病棟 42床	1病棟 42床
(稼働病床)	(42床)	(42床)	(42床)	(42床)
(救命救急センター)	ICU 10床 HCU 10床	ICU 10床 HCU 10床	ICU 10床 HCU 10床	ICU 10床 HCU 10床
(稼働病床)	(ICU 8床) (HCU 10床)	(ICU 8床) (HCU 10床)	(ICU 8床) (HCU 10床)	(ICU 8床) (HCU 10床)

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

医療環境の変化等に的確に対応できるように、理事長のリーダーシップのもと各部門責任者や院内委員会等に明確な役割分担と適切な権限配分を行い、意思決定を迅速かつ適切に行うことができる効率的かつ効果的な業務運営体制を整備するとともに、全ての職員が目標を共有し、協力して目標を達成する仕組みを確立する。全ての職員が医療従事者としての自信と誇りを持って地域の中核病院としての役割を果たしていけるよう、職員個々が経営状況を理解し、業務運営改善に参画可能な体制を構築するなど、職員のモチベーションを高めていくための取組を行う。併せて、各部門ごとの取組や目標等を整理した経営健全化計画を策定し、全ての職員が中長期的な経営の方向性を共有しながら、経営参画意識の向上を図り、収益の確保と費用の合理化に向けた取組を行う。

また、中期目標、中期計画及び年度計画等に掲げる目標を達成するため、メディカルセンター全体及び各部門責任者がそれぞれのマネジメントを適切に行えるよう環境を整備する。

特に、研修等を通じて職員個々に病院経営に対する意識を醸成させることに重点を置き、更なる経営改善を図る。また、事務部門の拡充などにより、目標を着実に達成するための企画力・実行力を強化するとともに、経営効率の高い業務運営体制を構築する。

これらのことを効率的かつ効果的に推進するため、理事長を筆頭とする各部門責任者等で構成する幹部会議により、十分な議論や検討、意識の共有を行い、メディカルセンター全体が一丸となって取り組む。

なお、定期的な経営改善状況の確認や助言をいただく組織として、外部有識者を含めた経営健全化会議を設置する。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
各部門責任者からのヒアリング	2回/年
職員を対象とした運営状況の説明会開催回数	2回/年

(2) 人員配置の弾力的運用

患者動向や業務量の変化に柔軟かつ迅速に対応できるように、必要に応じて医師、看護師、事務職員等の人員体制の見直しなどにより業務の効率化を実現する。

また、効率的な業務運営を実施するため、適正な人員配置及び勤務時間の実現に努める。なお、職員のスキルアップも考慮し、必要に応じて他の医療機関等との人事交流等を検討する。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
時間外勤務時間数の削減	平成29年度比10%以上削減

(3) 人事評価制度の導入

職員のモチベーションの向上と組織の活性化を図るため、職員の自己点検・自己評価が反映され、勤務実績や能力、組織への貢献度が適正に評価される人事評価制度を段階的に導入する。

(4) 外部評価

① 病院経営等の専門家の活用

中期目標、中期計画及び年度計画等に掲げる目標を着実に達成できるよう、経営健全化会議等による検証を活用し、計画の進捗管理を徹底する。

特に、経常収支・資金収支、医療体制、医療需要、診療報酬上の加算措置や施設基準の取得状況、及びDPC/PDPS（診断群分類別包括支払制度）における医療機関別係数等に対する技術的な支援、そして職員への個別ヒアリング等の結果を踏まえ、必要な見直しを適宜行う。

② 監査の活用

監査によって指摘を受けた事項については、必要な見直しを適宜行うとともにその結果を公表する。

③ 病院機能評価等の活用

組織的に医療を提供するための基本的な活動や機能を適切に実施しているかを検証するため、病院機能評価等の評価項目による検証を行い、病院運営の改善を適宜行う。

④ 住民意見の活用

住民意見を病院運営に反映させるため、患者満足度調査等の定期的なアンケートや意見箱を設置するなど地域住民から意見を収集する仕組みを整備し、それらを活用する。

2 人材の確保

(1) 千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターとの連携

千葉大学との協定によりメディカルセンター内に設置した千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターと連携し、指導医等による安定的な教育・診療体制を整備する。

(2) 医師の確保

優秀な医師を確保し高度急性期医療水準の維持を図るため、臨床研修指定病院として、千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターと連携し、メディカルセンターが有する人材・施設設備を活かした魅力的な研修プログラムの充実を図り、臨床研修医の確保及び育成を積極的に行う。

また、今後、メディカルセンターにおいて強化する必要がある医療機能を踏まえ、積極的に医師の採用活動を行う。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
医師数	59人
臨床研修医の受入数	5人/年

(3) 看護師の確保

質の高い看護を提供するとともに、円滑な病棟の開棟を実現するため、就職説明会の開催、採用試験の複数回実施、広告掲載、奨学金制度等による新規採用者の確保及び研修体制や労働条件等の充実による看護師の定着により、入院基本料1（7：1）に対応する看護師配置基準を堅持したなかで、計画的に看護師を確保する。

また、城西国際大学等の看護師養成機関からの看護学生の実習を積極的に受け入れ、地域における看護師の育成に寄与するとともに、卒業後のメディカルセンターへの就職希望者を確保する。

〈関連する数値目標〉

事 項	計 画 値
看護師数	270人
看護師離職率	10%以下
看護師育成機関からの実習受入	4機関/年

3 人材育成

地域の中核病院として十分に機能するため、部門、職種及び階層に応じて年度毎に研修計画を策定し、学会、研究会及び研修会への参加と職務上必要な資格の取得を計画的に促進し、病院経営を効率的かつ戦略的に行える経営感覚に優れた職員や医療法規に精通した職員を育成する。

医師については、各分野の認定専門医、看護師については、専門看護師、認定看護師等の資格取得を促進するとともに、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療技術職についても、専門性と医療技術の向上に向けた研修制度を導入する。

事務職員については、診療情報管理士等の必要な資格取得を促進する。

また、病院経営や医療事務等の事務に精通した職員の確保及び育成に努め、医療制度や医療環境の変化等に的確に対応できるよう体制を強化する。

〈関連する数値目標〉

事 項	計 画 値
研修会等参加者数	100人/年

4 働きやすい職場環境の整備

職員一人ひとりが業務に精励できるように、定期的に職員を対象とした満足度調査やメンタルヘルスケアを実施するなど、働きやすい職場環境を整備するとともに、職員が安心して働くことができるよう勤務環境の改善に努めるなど、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した各種制度等を整備する。

具体的には、医師・看護師宿舍及び院内保育所の運営、医師・看護師等の負担軽減に配慮した事務補助員の配置、育児短時間勤務制度等の育児中の職員に配慮した制度の整備、職員の休暇取得の促進等の取組を進める。

5 職員給与の原則

職員の給与については、診療報酬改定等のメディカルセンターを取り巻く状況と業務実績を踏まえ、弾力的かつ職員の定着を促進するよう給与制度の見直しを必要に応じて行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 健全な経営基盤の確立

(1) 健全な経営基盤の確立

権限と責任を明確化した組織運営と組織全体がコスト意識を持った経営を行うとともに、メディカルセンターが有する人材・施設設備を最大限に活用し、経常収支・資金収支の改善を図り経営を安定させるためのあらゆる方策を講じることにより、将来にわたって公的な役割を果たすことができる安定的な経営基盤を確立する。具体的には、各部門ごとの取組や目標等を整理した経営健全化計画を策定し、全ての職員が中長期的な経営の方向性を共有しながら、経営参画意識の向上を図り、収益の確保と費用の合理化に向けた取組を行うことなどにより経営を改善する。

また、平成32年度までに経常収支比率100%以上が達成できるよう、経営の健全化に向けた具体的な方策の策定や経営指標に関する数値目標の設定など必要な措置を講じる。

なお、医療制度や医療環境の変化等に際しては、その内容を十分に考慮した上での確に対応する。

<関連する数値目標>

事 項	計 画 値
各部門責任者からのヒアリング（再掲）	2回／年
職員を対象とした運営状況の説明会開催回数（再掲）	2回／年
経常収支比率	100.0%
医業収支比率	96.5%

(2) 経営情報システムの整備

健全で効率的な経営を確立するために、経営判断や意思決定に資する有効な経営情報システムを活用し、メディカルセンターの業務全般について最適化する。

2 収益の確保と費用の合理化

(1) 収益の確保

① 入院収益・外来収益の確保

医療環境の変化等に的確に対応するとともに、適正な病床管理による病床稼働率の向上及び高度医療機器の利用の向上により収益を確保する。特に、患者の流出が多い医療圏であることから、地域医療機関との連携を重視することにより、診療圏の拡大や重症患者をはじめとする入院患者及び外来患者を適正に確保するとともに、それに見合った手術患者を確保する。

診療報酬については、必要に応じて外部委託による知識やノウハウのある人材の活用を検討するなど、請求漏れや査定による減額や返戻の防止の徹底を含めて、適切に算定・請求する仕組みを構築する。また、診療報酬上の加算措置や施設基準の取得について検討するとともに、未収金の発生防止と早期回収を徹底する。

DPC/PDPS（診断群分類別包括支払制度）における医療機関別係数の検証に基づき、効率的な医療の提供を通じて収益を確保する。

<関連する数値目標>

事 項		計 画 値
経常収益		8, 597百万円
入院	病床稼働率（対稼働病床）	85.0%
	平均患者数	241.5人/日
	診療報酬単価	66,184円
	平均在院日数（一般病棟）	10.0日
外来	平均患者数	415.0人/日
	診療報酬単価	12,000円
手術件数		2,000件/年
高度医療機器利用件数		対前年度増

② 診療報酬改定への対応

診療報酬や医療制度の改定に基づいた医療提供体制の整備を迅速かつ適切に行い、収益を確保する。

また、診療報酬上の加算措置や施設基準の取得について検討するとともに、診療報酬の請求漏れや査定による減額や返戻の防止、未収金の発生防止と早期回収を徹底する。

③ 保険外診療収益の確保

疾病予防や生活習慣病に対する早期発見を推進するため、保健福祉を担う自治体担当部局や医師会と連携を図り、保険外診療収益を確保する。

(2) 費用の合理化

中期的視点で予算編成を行い、予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度の特性を活かした効率的な予算執行により徹底したコスト管理を行うとともに、職員のコスト意識を向上させる。

具体的には、透明性、公平性の確保に十分留意しつつ民間病院の取組を参考に既存の外部委託等の見直しや複数年契約、複合契約等の多様な契約手法の導入、必要に応じた外部委託の活用などにより費用を合理化する。

薬品、診療材料の調達コストの見直しや在庫管理を適正に行い院内在庫を必要最小限に抑えるとともに、ジェネリック医薬品を積極的に採用し、費用を節減する。

また、患者動向や業務量の変化に柔軟かつ迅速に対応できるように、必要に応じて医師、看護師、事務職員等の人員体制の見直しなどにより業務の効率化を実現する。

なお、原価計算については、合理的な根拠を検証し、導入に向けた調整を行う。

<関連する数値目標>

事 項		計 画 値
経常費用		8, 488百万円
医業収益対材料費率		23.9%
医業収益対経費率		19.1%
医業収益対職員給与費率		61.7%
ジェネリック医薬品採用率		80.0%

(3) 経常収支・資金収支の進捗管理

経常収支・資金収支については、月単位で詳細な財務分析を行い、進捗管理を徹底する。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 財政負担の原則

運営費負担金等（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項に基づき設立団体が負担すべき経費及び同法第42条に基づき設立団体が交付できる金額をいう。以下同じ。）は、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて（平成16年4月1日総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知）」中、「第一 設立団体が負担すべき経費等について」に定められた基準により、救急医療、災害時医療等の政策医療に係る経費及び高度医療、小児医療、周産期医療等の不採算経費に充てる。

なお、長期借入金等元利償還金に充当する運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

また、設立団体からの長期借入金を財源とした医療機器の整備については、設立団体の財政負担が伴うことを十分に考慮した上で、投資効果、地域の医療需要、医療技術の進展等を総合的に勘案し、中長期的な投資計画を策定の上、計画的な整備、更新を行うとともに効果的に活用する。

2 地域に対する広報

地域医療連携室の体制強化により地域連携を推進するとともに、ホームページの機能の強化、広報紙の発行、公開講座の開催、公共施設や商業施設等を通じた情報発信等により、メディカルセンターの理念や役割、地域医療機関との役割分担をはじめとした病院運営に関する適切な情報を提供することで、その普及啓発を行う。

〈関連する数値目標〉

事 項	計 画 値
広報紙発行回数（再掲）	4回／年
公開講座開催回数（再掲）	10回／年

3 ボランティアとの協働

多様なサービス向上につながる地域のボランティアとの協働体制の構築を検討する。また、センタープラザや病院敷地内のスペース等を活用し、ボランティアによるイベント等を開催する。

また、地域からのボランティアを募集し、地域との交流を深める。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成30年度から平成33年度まで）

別表1のとおりとする。

2 収支計画（平成30年度から平成33年度まで）

別表2のとおりとする。

3 資金計画（平成30年度から平成33年度まで）

別表3のとおりとする。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

500百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 運営費負担金等の受入遅延等による資金不足への対応
- (2) その他、偶発的な資金不足への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第9 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

第3期中期目標期間中の毎事業年度の決算において剰余金が生じた場合は、病院規模の拡充、施設設備の整備、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

理事長は、料金として次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)及び(2)以外のものについては、理事長が別に定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等の購入	総額 545百万円	東金市及び九十九里町 長期借入金等

備考

- 1 金額については、見込みである。

2 各事業年度の東金市及び九十九里町長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 医療機器等の選定にあたっては、費用対効果、地域住民の医療需要、償還等の負担を十分に考慮した上で行う。

2 積立金の処分に関する計画

なし

別表 1

中期計画（平成30年度から平成33年度まで）の予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	30,753
医業収益	26,624
運営費負担金収益	4,090
補助金等収益	29
その他営業収益	10
営業外収益	1,124
運営費負担金収益	1,085
その他営業外収益	38
資本収入	1,818
運営費負担金収益	841
長期借入金	975
その他資本収入	2
その他の収入	0
計	33,695
支出	
営業費用	29,295
医業費用	27,270
給与費	15,024
材料費	6,781
経費	5,440
その他医業費用	25
一般管理費	2,025
営業外費用	1,574
資本支出	2,938
建設改良費	545
償還金	2,265
その他資本支出	129
その他の支出	0
計	33,807

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額17,049百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

別表 2

中期計画（平成30年度から平成33年度まで）の収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	32,417
営業収益	31,293
医業収益	27,129
運営費負担金収益	4,090
補助金等収益	29
資産見返運営費負担金戻入	35
その他営業収益	10
営業外収益	1,124
運営費負担金収益	1,085
その他営業外収益	38
臨時利益	0
支出の部	33,387
営業費用	31,468
医業費用	29,414
給与費	15,024
材料費	6,601
経費	5,496
減価償却費	2,268
その他医業費用	25
一般管理費	2,054
営業外費用	1,919
臨時損失	0
純利益（▲は純損失）	▲970
目的積立金取崩額	0
総利益（▲は総損失）	▲6,704

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。

別表 3

中期計画（平成30年度から平成33年度まで）の資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	33,776
業務活動による収入	30,820
診療業務による収入	26,690
運営費負担金による収入	4,090
補助金等収入	29
その他の業務活動による収入	11
投資活動による収入	1,127
運営費負担金による収入	1,085
その他の投資活動による収入	42
財務活動による収入	1,818
運営費負担金による収入	841
長期借入れによる収入	975
その他の財務活動による収入	2
前期中期目標の期間よりの繰越金	10
資金支出	33,776
業務活動による支出	30,837
給与費支出	17,026
材料費支出	7,282
その他の業務活動による支出	6,529
投資活動による支出	674
有形固定資産の取得による支出	545
その他の投資活動による支出	129
財務活動による支出	2,265
長期借入金の返済による支出	2,265
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の給与改定及び物価の変動は考慮していない。